

注：

本資料はDeloitte & Touch LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。



iGAAP in Focus

欧州サステナビリティ報告

2023年9月

iGAAP in Focus

欧州サステナビリティ報告

欧州サステナビリティ報告基準の最終化

目次

背景

次のステップ

ESRSの構造

ESRS 1 全般要求事項

ESRS 2 全般開示事項

トピック別ESRSの構造

環境トピックに関する基準

• ESRS E1 気候変動

• ESRS E2 汚染

• ESRS E3 水と海洋資源

• ESRS E4 生物多様性と生態系

• ESRS E5 資源資料と循環型経済

社会的トピックに関する基準

• ESRS S1 自社従業員

• ESRS S2 バリューチェーンの労働者

• ESRS S3 影響を受ける地域社会

• ESRS S4 消費者・最終利用者

ガバナンス・トピックに関する基準

• ESRS G1 企業行動

詳細情報

詳細については、次のWebサイトを参照してください。

www.iasplus.com

www.deloitte.com

このiGAAP in Focusは、サステナビリティ報告基準に関する欧州議会およびEU理事会指令2013/34/EUを補足する欧州委員会委任規則において、2023年7月31日に欧州委員会(EC)によって採択された欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の第一弾の概要です。

- EUの**企業サステナビリティ報告指令(CSRD)**は、ESRSに従って作成されたサステナビリティ情報をマネジメントレポートの専用セクションにて提供するように、その範囲内の企業に要求しています。
- 2023年7月31日、ECは委任規則としてESRSを採択し、審査のために欧州議会および欧州理事会に正式に提出しました。
- 委任規則には、以下が含まれます。
 - 以下を適用する2つのクロスカッティング基準：
 - » CSRDによって改正された会計指令の下で、企業がサステナビリティ関連情報を作成し、表示する際に遵守すべき全般要求事項。これには、ダブルマテリアリティの原則を用いて、報告すべき重要な影響、リスクおよび機会を特定するためのマテリアリティ評価を実施する要件が含まれます。(ESRS 1)
 - » 活動分野にかかわらずすべての企業(すなわちセクター共通)およびサステナビリティトピック全体に適用される全般開示事項。(ESRS 2)
 - セクター共通の視点から環境、社会およびガバナンスのトピックをカバーする10のトピック別基準
- **CSRD**は、異なる種類の企業についてESRSに従って強制開示の有効日を指定します。最初のグループの企業は、2024年1月1日以降に開始する会計年度についてESRSを適用する必要があります。CSRDは現在、各加盟国で法制化されつつあり、これには追加の地域要件が含まれる可能性があります。

背景

2022年12月、非財務報告指令 (NFRD) の改正プロセスの結果、[企業サステナビリティ報告指令 \(CSRD\)](#) の最終条文がEU官報に掲載されました。CSRDは、EU全体の持続可能な活動に向けた資本の流れの改善を支援することを目的とした包括的な措置である、EUのサステナビリティ金融パッケージの中心的な部分です。CSRDは、会計指令 (NFRDを含む)、透明性指令、監査指令および対応する監査規則を改正します。

すべての重要なサステナビリティ関連トピックについて、関連性、比較可能性、信頼性のある情報を確実に開示するために、CSRDは、その範囲内の企業¹にESRSを適用することを求めています。

CSRDの要件に従い、ECは委任規則により2023年7月31日に基準案を採択しました。これは、2023年6月9日にECがパブリックコメントのために[公開した委任規制案](#)に沿ったものであり、EFRAGのサステナビリティ報告委員会 (SRB) が作成したESRS案を基にしています。

次のステップ

ESRS委任規則は、精査のために欧州議会およびEU理事会に提出されました。否決されない場合、委任規則はEU官報に掲載された後に発効します。委任規則およびその付属書に含まれるESRSは、2024年1月1日以降に開始する会計年度に適用され、CSRDの範囲における最初の企業の適用日と一致します。委任規制はその全体が拘束力を持ち、すべての加盟国に直接適用されます。

EFRAGは、ESRSの第一弾を適用する際の、ダブルマテリアリティ評価とバリューチェーンの概念を支援するための実施ガイダンスを公開します。

さらに、EFRAGは以下の基準に関する公開草案を公表することが期待されます。

- EU規制市場に上場している中小企業(SMEs)の基準
- EU域内の売上が1億5000万ユーロを超える非EU企業 (EU規制市場に非上場) 、およびEU域内の純売上が4000万ユーロを超える大規模子会社または支店に関する基準
- セクター別開示要求基準、確認時期

1 . ESRsは「undertaking」という用語を使用します。本書では、「undertaking」と「entity」という用語を同じ意味で使用しています。

ESRSの構造

ESRSの構造は、ESRSが適用される必要なサステナビリティ情報のリストを含むCSRDによって導かれます。

見解

CSRDは、企業がマネジメント・レポートの専用セクションに含めることが義務付けられているサステナビリティ情報 (ESRSに従って作成) を定めています (ESRSはこの一連の情報を指す用語としてサステナビリティステートメントを使用しています)。企業は、バリューチェーンに関する情報や、短期、中期または長期の時間軸を含む、定性的、定量的、将来的、遡及的な情報を提供する必要があります。提供される情報はダブルマテリアリティの適用の対象となります。(下記をご参照ください。)

ESRSは、相互に補完し、相互作用することを目的とした3つのカテゴリの基準を使用しています。

- 以下の適用されるクロスカッピング基準
 - CSRDによって改正された会計指令の下で、企業がサステナビリティ関連情報を作成し、表示する際に遵守すべき全般要求事項(ESRS 1)
 - 活動分野にかかわらずすべての企業(すなわちセクター共通)およびサステナビリティトピック全体に適用される全般開示事項 (ESRS 2)
- セクター共通の視点から特定のサステナビリティトピックをカバーするトピック別基準
- セクター別基準 (未策定)

2023年7月に採択された最終基準は以下のとおりです。

クロスカッピング (重要性評価にか かわらず必須)	ESRS 1 全般要求事項	ESRS 2 全般開示事項			
環境	ESRS E1 気候変動	ESRS E2 汚染	ESRS E3 水と海洋資源	ESRS E4 生物多様性と生態系	ESRS E5 資源利用と循環型 経済
社会	ESRS S1 自社従業員	ESRS S2 バリューチェーンの労働 者	ESRS S3 影響を受ける地域社 会	ESRS S4 消費者・最終利 用者	
ガバナンス	ESRS G1 企業行動				

頭字語のリストと用語集を含む付属書も発行されています。

欧州委員会は[ウェブサイトの質問と回答](#)において基準の開発に関する情報を提供しています。

ESRS 1では、段階的に適用される規定が定められています。これには、さまざまなESRS基準における開示要求事項または開示要求事項のデータポイントが含まれます。これらの規定は、サステナビリティ報告書の作成の最初の年には省略されたり、適用されない場合があります (以下の[ESRS 1-移行規定](#)をご参照ください)。

ESRS 1 全般要求事項

見解

ESRS 1の目的は、ESRSの構造、使用される慣習および基本概念の草案、およびCSRDによって改正された会計指令に従ってサステナビリティ情報を作成および表示するための全般的な要求事項についての理解を提供することです。

ESRSは、企業が環境、社会およびガバナンスのサステナビリティに関する重要な影響、リスクおよび機会について開示する必要がある情報を規定しています。

ESRSは、ESRSが対象とする環境、社会およびガバナンスに関するトピックが重要でない場合、そのトピックに関する情報を開示することを企業に要求していません。ESRSに従って開示された情報は、サステナビリティステートメントの利用者が、企業が人と環境に及ぼす重要な影響およびサステナビリティに関する事項が企業の発展、パフォーマンス、および立場に及ぼす重要な影響を理解できるようにする必要があります。

影響、リスクおよび機会

すべてのESRSにおいて、「影響」という用語は、企業が環境や人々に及ぼす影響（人権への影響を含む）を意味し、企業の製品やサービス、ビジネス関係を通じてたものを含め、企業自身の事業や上流および下流のバリューチェーンに関連しています。影響には、実際のもものと潜在的なものと否定的なものと肯定的なもの、意図的なものと意図的ではないもの、可逆的なものと不可逆的なものがあります。短期的、中期的、または長期的に発生する可能性があります。影響は、否定的であれ肯定的であれ、サステナビリティ開発に対する企業の貢献を示します。

「影響、リスクおよび機会」という用語は、企業のサステナビリティ関連の財務上のリスクおよび機会を総称し、これらを「リスクおよび機会」といいます。

ステークホルダー

ステークホルダーとは、企業に影響を与えたり、影響を受けたりすることができる者と定義されます。ESRS 1は、2つの主要なステークホルダーグループを特定しています。

- 影響を受けるステークホルダー：企業の活動およびバリューチェーン全体にわたる直接的および間接的なビジネス関係によって、利益に正または負の影響を受ける個人またはグループ
- サステナビリティステートメントの利用者：一般財務報告(既存の投資家、潜在的な投資家、金融機関、その他の債権者(資産運用会社、信用機関、保険会社を含む))の主要な利用者、および企業のビジネスパートナー、労働組合および社会的パートナー、市民社会および非政府組織、政府、アナリストおよび学者を含むサステナビリティステートメントのその他の利用者

開示要求の構造

ESRS 2、トピック別ESRSおよびトピック別ESRSにおける開示要件は、以下の報告分野に分類されます。

- ガバナンス：影響、リスクおよび機会を監視、管理および監督するために使用されるガバナンスプロセス、コントロールおよび手順
- 戦略：企業の戦略およびビジネス・モデルが、その重要な影響、リスクおよび機会とどのように相互作用するか(企業がこれらの影響、リスクおよび機会にどのように対処するかを含む)
- 影響、リスクおよび機会管理：企業が次のことを行うためのプロセス
 - 影響、リスクおよび機会を特定し、それらの重要性を評価する
 - 政策と行動を通じて重要なサステナビリティ事項を管理する
- 指標および目標：企業のパフォーマンス(設定した目標とその達成に向けた進捗状況を含む)

見解

開示要求の構造は、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の勧告およびIFRS S1のサステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般要求事項と整合しています。ただし、TCFDおよびIFRS S1では「影響、リスクおよび機会管理」という用語を使用しています。

マテリアリティ

マテリアリティ評価

マテリアリティ評価の実施は、企業が報告すべき重要な影響、リスクおよび機会を特定するために必要です。ESRSでは、企業はダブルマテリアリティ原則を用いてサステナビリティ関連事項を報告することが義務付けられています。(以下をご参照ください)

最低限の開示要件

マテリアリティ評価の結果にかかわらず、企業は常にESRS 2で要求される情報を開示することが求められます。ESRS 2には、指標と目標のみではなく、方針と行動に関する最低限の開示要件が含まれています。企業は、マテリアリティ評価の対象となるトピック別ESRSの対応する開示要件とともに、これらの最低限の開示要件を適用することが求められます。気候変動に関するトピック基準については、気候変動が重要ではないと企業が結論付けたことにより、ESRS E1のすべての開示要件を省略する場合、追加の開示を提供することが求められます。(ESRS 2 – 影響、リスクおよび機会管理についての以下のボックスをご参照ください)

企業は、サステナビリティに関する事項が重要であると評価した場合には、当該事項に関連するトピック別およびセクター別のESRSに記載されている当該事項に関する政策、行動および目標に関する情報、並びにESRS 2で要求されている政策、行動および目標に関する対応する最低限の開示要件を開示することが求められます。企業が、それぞれの方針を採用し、それぞれの行動を実施し、またはそれぞれの目標を設定していないために、その情報を開示することができない場合には、その旨を記載することが求められます。重要なサステナビリティ事項がESRSでカバーされていない場合、または不十分な粒度でカバーされている場合は、企業固有の開示が必要になる可能性があります。

重要なサステナビリティ関連指標は、企業がそのような情報を重要であると評価する場合に含めることが求められます。これらは、関連する開示要件の目的を満たすために指標が必要でない限り、省略することができます。

ESRS 2の付録Bに記載されているEU法令(サステナブルファイナンス開示規則(SFDR)など)に由来するデータポイントによって規定された情報を省略する場合は、当該情報が「重要ではない」ことを明示することが求められます。(ESRS 2 – 影響、リスクおよび機会管理についての以下のボックスをご参照ください)

ダブルマテリアリティ

ダブルマテリアリティには2つの側面があります。インパクトマテリアリティと財務マテリアリティです。サステナビリティ事項は、影響の重要性、財務的重要性、またはその両方について定義された基準を満たす場合に、企業にとって「重要」となります。

インパクトマテリアリティと財務マテリアリティ

インパクトマテリアリティと財務マテリアリティは、ESRS 1で次のように定義されています。

インパクトマテリアリティ

サステナビリティ事項が、影響の観点から重要であり、それが企業の短期、中期または長期にわたる人々または環境への重要な実際のまたは潜在的な、正または負の影響に関連している場合に重要です。実際の負の影響については、重要性は影響の深刻度に基づいており、潜在的な負の影響については、影響の深刻度と可能性に基づいています。重要度は、影響の規模と範囲、および影響が永続的かどうかに基づきます。

影響には、企業の製品やサービス、ビジネス関係を通じたものを含め、企業自身の業務や上流および下流のバリューチェーンに関連するものが含まれます。ビジネス関係には、企業の上流および下流のバリューチェーンにおける関係が含まれ、直接的な契約関係に限定されません。

企業は、バリューチェーンにおける影響、リスクおよび機会を特定し、評価してその重要性を判断するに当たり、活動の性質、取引関係、地理的要因その他の要因に基づき、影響、リスクおよび機会が発生する可能性が高いと考えられる分野に焦点を当てることを求められます。

財務マテリアリティ

サステナビリティ報告のための財務マテリアリティの範囲は、企業の財務諸表に含めるべき情報を決定するプロセスで使用される重要性の範囲を拡大したものです。

財務マテリアリティ評価は、企業への資源提供に関連する意思決定を行う際に、一般財務報告の主要な利用者にとって重要であると考えられる情報の特定に対応します。特に、その情報の省略、誤記または不明瞭さが、企業のサステナビリティステートメントに基づいて行う意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合には、情報は、一般財務報告の主要な利用者にとって重要なものとみなされます。

相互依存性

ESRS 1は、インパクトマテリアリティと財務マテリアリティの評価は相互に関連しており、企業は2つの側面の間の相互依存性を考慮する必要があると述べています。一般的に、出発点は影響の評価となります。サステナビリティへの影響は、企業の財政状態、財務実績、キャッシュ・フロー、資金へのアクセスまたは資本コストに短期的、中期的または長期的に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合には、当初から財務的に重要であるか、または財務的に重要になることがあります。影響は、財務的に重要であるかどうかにかかわらず、影響の重要性の観点から捉えられます。

見解

IFRS S1は、「[i]サステナビリティ関連財務情報開示の文脈において、財務諸表およびサステナビリティ関連財務情報開示を含み、特定の報告主体に関する情報を提供する、一般目的財務報告の主要な利用者がこれらの報告に基づいて行う決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される情報の省略、誤記または曖昧さが重要である場合」と規定しています。

これは、上記のESRS 1のパラグラフ48の財務マテリアリティの説明と整合しています。

情報の定性的特性

企業は、サステナビリティステートメントを作成する際に、以下を適用する必要があります。

- 基本的な定性的特性情報：関連性と忠実な表現
- 情報の質的特性の向上情報：比較可能性・検証可能性・理解可能性

報告主体

サステナビリティステートメントの報告主体は、財務諸表の報告主体と同一である必要があります。たとえば、報告主体が連結財務諸表を作成する必要がある親会社である場合、サステナビリティステートメントはグループのものになります。

ただし、サステナビリティ関連情報を報告する目的において、サステナビリティステートメントの範囲は拡大され、上流および/または下流のバリューチェーンにおける直接および間接的なビジネス関係を通じて企業と関連する重要な影響、リスクおよび機会に関する情報が含まれます。

持分法で会計処理されている、または財務諸表で比例的に連結されている関連会社または合併会社が、例えばサプライヤーとして企業のバリューチェーンの一部である場合、企業は、バリューチェーン内の他のビジネス関係に採用されているアプローチと一致する関連会社または合併会社に関する情報を含める必要があります。影響指標を決定する際には、関連会社または合併会社のデータは、保有株式の割合に限定されるのではなく、事業関係を通じて企業の製品やサービスに関連する影響に比例して考慮されるべきです。

連結報告

企業が連結レベルで報告している場合は、グループの法的構造にかかわらず、連結グループ全体の重要な影響、リスクおよび機会の評価を行う必要があります。

報告期間と期間

企業のサステナビリティステートメントの報告期間は、財務諸表の報告期間と一致します。

サステナビリティステートメントを作成する際、企業は報告期間の末日時点で以下の時間分類を適用します。

- 短期：企業が財務諸表上の報告期間として適用している期間
- 中期：短期の報告期間終了後から5年間
- 長期：5年超

企業が (i) 重大な影響、リスクおよび機会の特定および管理のプロセス、または (ii) 行動の定義および目標の設定について異なる定義を使用しているため、定義された中長期的な時間軸を使用すると関連性のない情報となる場合があります。このような場合、企業は中長期的な時間軸の異なる定義を適用することがあります。

サステナビリティ情報の作成と表示

ESRS 1には、以下を含むサステナビリティ情報の作成と表示のための一般原則が含まれています。

- 比較情報
- 推定および結果の不確実性の原因
- 報告期間後の事象
- サステナビリティ情報の作成方法および表示方法の変更
- 過年度の誤謬

これらの原則は、財務諸表の作成に通常適用される原則と同様です。

極秘情報または機密情報

企業は、極秘情報または機密情報が重要であると考えられる場合であっても、開示は要求されません。機密情報とは、EUまたは国内法に定められた義務のため、または自然人または法人のプライバシーまたはセキュリティを保護するために、不正なアクセスまたは開示から保護されるべき情報およびデータ (極秘情報を含む) を指します。

企業は、極秘情報または機密情報の省略を踏まえて、当該開示の全体的な関連性が損なわれないことを確保するために、あらゆる合理的な努力を払うことが求められます。

企業報告および関連情報の他の部分との連携

企業は、サステナビリティステートメントの利用者が、報告内の異なる情報間の関連性、およびサステナビリティステートメント内の情報と企業報告の他の部分で開示されているその他の情報との関連性を理解できるような情報を提供する必要があります。

特に企業は、異なる情報間の関係を記載する必要があります。そのためには、ガバナンス、戦略、リスク管理に関する説明的な情報を、関連する指標や目標に結びつける必要があるかもしれません。サステナビリティステートメントに、重要性のしきい値を超え、財務諸表に表示されている金額またはその他の定量的データポイントが含まれている場合 (サステナビリティステートメントに開示されている情報と財務諸表に開示されている情報との間の直接的な連結性)、企業は対応する情報が見つかる財務諸表の関連する段落への参照を含めることが求められます。

サステナビリティステートメントの場所と構成

サステナビリティ情報は、企業のマネジメントレポートの専用セクションに記載することが義務付けられています。

報告には**タクソミー規則**に関する開示を含めるべきです。企業はこれらの開示がサステナビリティステートメントにおいて個別に識別可能であることを保証する必要があります。タクソミー規則に定義された各環境目的に関する開示は、サステナビリティステートメントの環境セクションの明確に識別可能な部分に合わせて表示することが要求されます。

企業は、サステナビリティ情報の開示を要求する他の法律または他の基準設定主体 (国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) やグローバル・レポーティング・イニシアティブ (GRI) など) が公表した非強制的なガイダンスやセクター別のガイダンスを含む、一般的に受け入れられているサステナビリティ報告基準や枠組みに由来する追加的な開示をサステナビリティステートメントに含める場合、関連する法律、基準または枠組みを適切に参照して、そのような開示を明確に特定することが求められます。さらに開示は、ESRS 1に規定された情報の質的特性に関する要件を満たさなければなりません。

企業はサステナビリティステートメントを以下の順序で4つの部分に分けて構成する必要があります。

- 一般情報
- 環境情報
- 社会情報
- ガバナンス情報

相互参照による組込

ESRS (特定のデータポイントを含む) の開示要件は、以下を参照してサステナビリティステートメントに組み込むことができます。

- マネジメントレポートの別項目
- 財務諸表
- コーポレート・ガバナンス報告書 (マネジメントレポートに含まれていない場合)
- 報酬報告書
- 一般登録書類
- 自己資本規制第3の柱の開示 (自己資本の測定および基準に関するパーゼルIII規則を反映)

これらの資料への参照は、参照による組込を行った開示が以下の基準をすべて満たす場合にのみ認められます。

- これらは、情報の別個の要素を構成し、関連する開示要件 (または関連する特定のデータポイント) に対応するものとして文書内で明確に識別される。
- マネジメントレポートに先立って、または同時に発行されること
- サステナビリティステートメントと同一の言語であること
- サステナビリティステートメントと少なくとも同じレベルの保証を受けること
- サステナビリティステートメントと同じ技術的なデジタル化要件を満たしていること

相互参照による組込を用いたサステナビリティステートメントの作成において、企業は報告された情報の全体的なまとまりを考慮し、参照による組込がサステナビリティステートメントの読みやすさを損なわないことを確保することが求められます。ESRS 1の付録には、相互参照による期見込みの例示が含まれています。

経過規定

企業固有の開示

企業固有の開示を行う場合、企業は最初の3年間はサステナビリティステートメントの準備のための経過規定を適用することができ、その下で優先事項として以下を実施することができます。

- ESRS 1で言及されている情報の質的特性を満たすか、または満たすように調整されている場合、過去の期間に報告した企業固有の開示を報告書に導入すること
- IFRSインダストリーベースのガイダンスやGRIセクター基準など、利用可能なベスト・プラクティスおよび/または利用可能なフレームワークまたは報告基準を使用して、そのセクターの企業にとって重要なサステナビリティ事項をカバーする適切な一連の追加開示によってトピック別ESRSに基づいて作成された開示を補完すること

バリューチェーン

ESRSに基づくサステナビリティレポートの最初の3年間は、上流および下流のバリューチェーンに関する必要な情報がすべて入手できなかった場合に、企業はバリューチェーンに関する必要な情報を入手するために行った努力、必要な情報がすべて入手できなかった理由、および今後必要な情報を入手する計画について説明することが求められます。

さらに、ESRSに基づく企業のサステナビリティ報告の最初の3年間について:

- 企業は、ESRS 2およびその他のESRSに従って方針、行動および目標に関する情報を開示する場合には、上流および下流のバリューチェーン情報を、企業が既に入手可能なデータ等の社内でも入手可能な情報および一般に入手可能な情報に限定することができます。
- 指標を開示する場合、他のEU法から派生したデータポイントを除き、企業は上流および下流のバリューチェーン情報を含める必要はありません。

段階的に導入される開示要件

ESRS 1の付録Cには、ESRSにおける開示要件または開示要件のデータポイントに関する段階的導入規定が記載されていますが、これらの規定はESRSに基づくサステナビリティステートメントの作成の最初の年には省略されるか、または適用されません。

これらの段階的導入規定には、ESRSに基づくサステナビリティステートメント作成の最初の年に、会計年度中の平均従業員数750人を超えない企業またはグループに対して、ESRS E4生物多様性と生態系、ESRS S1自社従業員、ESRS S2バリューチェーンの労働者、ESRS S3影響を受ける地域社会およびESRS S4消費者・最終利用者がESRS 1の付録Cに従って必要とする情報を省略するための手当が含まれます。しかし、救済措置を適用する際には、ESRS E4、ESRS S1、ESRS S2、ESRS S3およびESRS S4がそれぞれ対象とするサステナビリティトピックが重要であると評価されたかどうかを開示することが求められます。

これらのトピックの1つ以上が重要であると評価された場合、企業は各重要トピックについて次のことを行う必要があります。

- 当該事項に関連して企業が設定した期限付きの目標、当該目標の達成に向けた進捗状況、生物多様性および生態系に関連する目標が決定的な科学的証拠に基づいているかどうかを簡潔に記載すること
- 当該事項に関する方針を簡潔に記載すること
- 当該事項に関連する実際のまたは潜在的な悪影響を特定し、監視し、防止し、緩和し、是正または終結させるためにとった措置およびそのような措置の結果を簡潔に記載すること
- 当該事項に関連する指標を開示すること

比較情報

企業は、ESRSに基づくサステナビリティステートメント作成の初年度に、ESRS 1で要求される比較情報を開示する必要はありません。この規定は開示の初年度における段階的開示要件にも適用されます。

ESRS 2 全般開示事項

見解

ESRS 2は、活動分野にかかわらず(すなわちセクター共通)、またサステナビリティトピックにわたり(すなわちクロスセクター)、すべての企業に適用される開示要件を定めています。

ESRS 2はトピックが重要であるかどうかにかかわらず、企業はIRO-1 重要な影響、リスクおよび機会を特定し、評価するプロセスの説明の開示要件に関連するトピック別基準の開示要件を常に満たす必要があると述べています。これらはESRS 2の付録Cに記載されています。付録Cに記載されているその他の要件は、トピック別基準におけるガバナンスおよび戦略開示要件に関連しており、サステナビリティトピックが企業のマテリアリティ評価に基づいて重要である場合にのみ提供される必要があります。

作成の根拠

企業はサステナビリティステートメントを作成するための一般的な根拠を開示する必要があります。この開示要求の目的は、連結の範囲、上流および下流のバリューチェーン情報、および関連する場合にはESRS 2の情報を省略するためのオプションを使用したかどうかを含め、企業がサステナビリティステートメントをどのように作成しているかを理解することです。

開示免除

CSRDは、非EU親会社の子会社は、ESRSまたはECが同等とみなす基準に基づいて報告し、保証意見を含む連結サステナビリティレポートが公開されている場合、情報を開示する必要がないと規定しています。何が「同等」とみなされるかは、ECによってまだ決定されていません。

作成の根拠に関して、ESRS 2には追加的な開示が必要とされる具体的な状況、特に以下の場合が含まれます。

- ESRRS 1に定義されている中期・長期の時間軸から逸脱している
- 指標にセクター平均データや他のプロキシなどの間接的なソースを使用して推定された上流および/または下流のバリューチェーン・データが含まれる
- 重要な見積りの不確実性または重要な結果の不確実性が存在する
- 過年度の報告期間と比較して、サステナビリティ情報の作成と表示に変化が生じた
- 重要な過年度の誤謬が特定された
- 企業は、ESRSによって規定された情報に加えて、他の法律または一般に受け入れられているサステナビリティ報告基準および枠組みに由来する情報をサステナビリティステートメントに含めている

企業が参照によって情報を組み込む場合、参照によって組み込まれたESRS開示要件のリスト(または開示要件によって義務付けられた特定のデータポイント)を開示することが要求されます。

ガバナンス

企業はサステナビリティ事項を監視、管理および監督するために実施されているガバナンスプロセス、コントロールおよび手続についての理解を提供するために、以下の情報を開示することが求められます。

- 行政機関、経営機関および監督機関の構成、その役割および責任並びにサステナビリティ事項に関する専門知識および技能へのアクセス
- 行政機関、経営期間および監督機関がサステナビリティ事項についてどのように知らされ、報告期間中にこれらの事項がどのように対処されたか
- インセンティブ制度における企業のサステナビリティ関連パフォーマンスの統合に関する情報
- デュー・ディリジェンス・プロセスに関する企業のサステナビリティステートメントで提供される情報のマッピング
- サステナビリティ報告プロセスに関連する企業のリスク管理および内部統制システムの主な特徴

サステナビリティデュー・ディリジェンス

企業のサステナビリティデュー・ディリジェンス・プロセスの結果は、企業の重要な影響、リスクおよび機会の評価に反映されます。ESRSは、デュー・ディリジェンスに関連した行動要件を課すものではなく、また、デュー・ディリジェンスの実施に関する企業の行政機関、経営機関または監督機関の役割を拡大または変更するものでもありません。

ESRS 1に記載されているように、サステナビリティデュー・ディリジェンスとは、企業が事業に関連する環境および人々に対する実際および潜在的な負の影響にどのように対処するかを特定し、防止し、緩和し、説明するプロセスです。これには、製品やサービス、取引関係を通じたものを含め、企業自身の業務や上流および下流のバリューチェーンに関連する負の影響が含まれます。デュー・ディリジェンスは、企業の戦略、ビジネス・モデル、活動、ビジネス関係、営業、調達、販売の状況に対応し、変化を引き起こす可能性のある継続的な実務です。

戦略

企業は以下の事項を理解できるような情報を開示することが求められます。

- サステナビリティ事項、企業のビジネスモデルおよびバリューチェーンに関連または影響を及ぼす企業の戦略の要素
- ステークホルダーの利益や意見が企業の戦略やビジネスモデルにどのように反映されているか
- 企業の戦略およびビジネスモデルにどのように情報を提供するかを含む重要な影響、リスクおよび機会に関する企業の評価結果 (

影響、リスクおよび機会管理

マテリアリティ評価プロセスの開示

企業は以下を行うことが求められます。

- 重大な影響、リスクおよび機会を特定し、いずれが重要であるかを評価するためのプロセスを開示すること
- 企業のサステナビリティステートメントで遵守されている開示要件を報告すること

企業がサステナビリティステートメントで遵守した開示要件について報告する義務の目的は、マテリアリティ評価の結果、重要ではないとして除外されたトピックと、含まれている開示要件についての理解を提供することです。

企業はマテリアリティ評価の結果を受けて、サステナビリティステートメントを作成する際に遵守された開示要件のリスト (関連する開示がサステナビリティステートメントに記載されているページ番号および/または段落を含む) を含めることが求められます。これは、コンテンツインデックスとして提示されてもかまいません。また、ESRS 2の付録Bに記載されているように、他のEU法(例えば、SFDRの要求事項)から派生したすべてのデータポイントの表を含めることが求められており、それらがサステナビリティステートメントのいずれに記載されているかを示し、企業が重要ではないと評価したものを含めることが求められています。この場合、企業は表に「重要ではない」と示すことが求められます。

企業が気候変動は重要ではないと結論し、そのためESRS E1のすべての開示要件を省略する場合、気候変動に関するマテリアリティ評価の結論の詳細な説明を開示することが求められます。これには企業が気候変動は重要であると結論する可能性のある条件の将来的な分析も含まれます。

企業は、気候変動以外のトピックが重要ではないと結論し、したがって、対応するトピックESRSのすべての開示要件を省略する場合は、そのトピックに関するマテリアリティ評価の結論について簡単な説明を提供することができます。

企業は、重要であると評価した影響、リスクおよび機会に関して開示すべき重要な情報をどのように決定したか (しきい値の使用および/またはESRS 1に規定された基準をどのように実施したかを含む) について説明することが求められます。

方針および行動に関する最低限の開示要件

ESRS 2は、企業が実際および潜在的な重大な影響を防止、緩和および是正し、重要なリスクに対処し、および/または重要な機会を追求するための方針および行動に関する情報を開示する際に含めるべき最低限の開示要件を規定しています。企業は、重要であると特定された各サステナビリティ事項に関して実施している方針を開示する際に、ESRS 2に定義された最低開示要件を適用することが求められます。

企業が特定のサステナビリティ事項に関連する方針および/または行動を適用していないために、関連するESRSで要求される方針および行動に関する情報を開示できない場合には、その旨を開示し、方針および/または行動を適用していない理由を提供することが求められます。企業はそれらを適用することを目指す期間を開示することができます。

指標と目標

ESRS 2は、企業がそれぞれの重要なサステナビリティ事項に関連する指標と目標に関する情報を開示する際に含めることが求められる最低限の開示要件を定めています。

少なくとも企業は、重要な影響、リスクまたは機会に関連して、パフォーマンスと有効性を評価するために使用する指標を開示する必要があります。さらに企業は、進捗状況を評価するために設定した重要なサステナビリティ事項に関する、測定可能で結果指向の期限付きの目標を開示することが求められます。

特定のサステナビリティ事項に関連して目標を設定していないため、当該トピック別ESRSで要求されている目標に関する情報を開示できない場合は、その旨を開示し、目標を設定していない理由を示すことが求められます。企業は、それらを適用することを目指す期間を開示することができます。

トピック別ESRSの構造

採択されたESRSには、クロスカutting基準であるESRS 1およびESRS 2とともに適用され、考慮される10のトピック的基準が含まれます。トピック別基準は、客観的かつ詳細な開示要求を含む共通の構造を共有しています。これらの基準には、例えばガバナンスや戦略など、ESRS 2の特定の開示要求を補完する、局所的な性質を持つ追加の必須要求事項が含まれる場合があります。

環境トピックに関する基準

ESRS E1気候変動

目的

ESRS E1の目的は、サステナビリティステートメントの利用者が次のことを理解できるようにする開示要求を規定することです。

- 企業が気候変動にどのように影響を与えるか（重要な正と負の実際の影響と潜在的な影響の観点から）
- パリ協定（または気候変動に関する最新の国際協定）に沿った、地球温暖化を1.5°Cに抑えることに貢献するための、企業の過去、現在、および将来の緩和努力
- 持続可能な経済への移行に沿って戦略とビジネスモデルを適応させ、地球温暖化を1.5°Cに抑えることに貢献する企業の計画と能力
- 実際のまたは潜在的な負の影響を防止、緩和または是正し、リスクおよび機会に対処するために企業がとったその他の行動およびその結果
- 気候変動に対する企業の影響および依存から生じる企業の重要なリスクおよび機会の性質、種類および範囲並びに企業がそれらをどのように管理するか
- 企業の気候変動への影響および依存から生じるリスクおよび機会の短期、中期および長期にわたる企業への財務的影響

開示要求

ガバナンス

- 気候関連の考慮事項が管理・経営・監督機関の構成員の報酬に織り込まれているか否か、およびどのように考慮されているか (ESRS E1に基づいて報告されたGHG排出削減目標に対してその実績が評価されているか、並びに気候関連の考慮事項に関連して当期に認識された報酬の割合を含む)

戦略

- 気候変動緩和のための企業の移行計画
- 企業が特定した気候関連の重要なリスクごとに、当該リスクが気候関連の物理的リスクであるか、気候関連の移行リスクであるかの説明
- 気候変動に関連した企業の戦略とビジネスモデルのレジリエンスに関する記述

インパクト、リスク、機会管理

- 気候関連のインパクト、リスクおよび機会を特定し、評価するためのプロセスの説明
- 気候変動の緩和および適応に関連する重要なインパクト、リスクおよび機会を管理するために企業が採用した方針
- 気候変動の緩和および適応のための行動とその実施に割り当てられたリソース

指標および目標

- 企業が設定した気候関連目標
- 純収益に基づくエネルギー原単位を含む、企業のエネルギー消費量とエネルギーミックスに関する情報
- 企業のスコープ1、スコープ2、スコープ3の総排出量と、純収益に基づくGHG原単位を含む総温室効果ガス (GHG) 排出量
- 企業が自らの事業において開発した、または上流および下流のバリューチェーンにおいて貢献した可能性のあるプロジェクトから生じるGHGの除去および貯蔵
- 企業がカーボン・クレジットの購入を通じて融資したか、または融資しようとしている、企業のバリューチェーン外の気候変動緩和プロジェクトからのGHG排出削減量または除去量
- 企業が内部炭素価格制度を適用しているかどうか、適用している場合は、これらがどのように意思決定を支援し、気候関連の方針と目標の実施を奨励するか
- 重要な物理的リスクおよび移行リスクから予想される財務的影響並びに重要な気候関連の機会から利益を得る可能性

ESRS E2汚染

定義

汚染とは、人の活動の結果として、人の健康および/または環境に有害である可能性があり、物質的財産に損害をもたらす可能性があり、または快適性その他の環境の正当な利用を損なうかまたは妨げる可能性がある汚染物質が、大気、水または土壌に直接または間接に入り込むことと定義されます。

目的

ESRS E2の目的は、サステナビリティステートメントの利用者が次のことを理解できるようにする開示要求を規定することです。

- 重要な正と負の実際の影響または潜在的な影響の観点から、企業が大気、水、土壌の汚染にどのように影響を与えるか
- 実際のまたは潜在的な負の影響を防止または緩和し、リスクおよび機会に対処するために企業がとった行動およびその結果
- 持続可能な経済への移行および汚染の防止、抑制および除去の必要性に沿って、その戦略およびビジネスモデルを適応させるための企業の計画および能力
- 企業の汚染に関連する影響および依存、並びに汚染の防止、抑制、除去または削減（これらの措置が規制の適用に起因する場合を含む）に関する企業の重要なリスクおよび機会の性質、種類および範囲、および企業がこれらの措置をどのように管理するか
- 企業の汚染に関連する影響および依存から生じる重要なリスクおよび機会の短期、中期および長期にわたる企業への財務的影響

開示要求*

インパクト、リスク、機会管理

- 重要なインパクト、リスクおよび機会を特定するために企業が使用するプロセスの説明および次の事項に関する情報
 - 企業は、自社の事業および上流および下流のバリューチェーンにおける実際および潜在的な汚染に関連するインパクト、リスクおよび機会を特定するために、事業所の所在地および事業活動をスクリーニングしているか、また、スクリーニングしている場合には、そのスクリーニングに使用した方法論、仮定およびツール
 - 特に影響を受けるコミュニティとの協議を行ったかどうか、また、どのように行ったか
- 汚染の防止および抑制に関連する重要なインパクト、リスクおよび機会を管理するために企業が採用した方針
- 企業の汚染に関連する行動とその実施に割り当てられたリソース

指標と目標

- 企業が設定した汚染関連目標
- 企業が自らの事業活動を通じて排出した汚染物質、および企業が生成または使用したマイクロプラスチック
- 環境負荷物質および高懸念物質そのもの、混合物または成形品中の製造、使用、流通、商業化および輸出入に関する情報
- 重要な汚染に関連するリスクと機会による予想される財務的影響

*ガバナンスと戦略に関する特定の開示要求はありませんが、ESRS 2（上記参照）の下では、企業は依然として汚染関連のガバナンスと戦略について報告することが求められています。

ESRS E3水と海洋資源

目的

ESRS E3の目的は、サステナビリティステートメントの利用者が以下を理解できるようにする開示要求を規定することです。

- 重要な正と負の実際の影響または潜在的な影響の観点から、企業が水と海洋資源にどのように影響を与えるか
- 重要な実際のまたは潜在的な負の影響を防止または緩和し、水および海洋資源を保護し、水消費の削減にも関連し、リスクおよび機会に対処するためにとられた行動およびその結果
- 企業が、新鮮な空気、きれいな水、健全な土壌、生物多様性、ブルーエコノミーおよび漁業セクターの持続可能性に対する欧州グリーンディールの大望に貢献しているかどうか、どのように、どの程度貢献しているか
- 利用可能な水資源の長期的な保護、水生生態系の保護および淡水および海洋の生息地の回復に基づく持続可能な水利用の促進に沿って、その戦略およびビジネスモデルを適応させるための企業の計画および能力
- 水と海洋資源への影響および依存から生ずる企業の重要なリスクおよび機会の性質、種類および範囲並びにそれらをどのように管理するか
- 水と海洋資源への影響と依存から生じる重要なリスクと機会の短期、中期および長期にわたる企業への財務的影響

開示要求*

インパクト、リスク、機会管理

- 重要なインパクト、リスクおよび機会を特定するためのプロセスの説明並びに次の事項に関する情報
 - 企業が、自らの事業および上流および下流のバリューチェーンにおける水および海洋資源に関連する実際および潜在的なインパクト、リスクおよび機会を特定するために、その資産および活動をスクリーニングしたか否かおよびどのようにスクリーニングをしたか、また、スクリーニングした場合には、スクリーニングに使用された方法論、仮定およびツール
 - 特に影響を受ける地域社会との協議を実施したか否かおよびその方法
- 水と海洋資源に関連する重要なインパクト、リスクおよび機会を管理するために企業が採用した方針
- 企業の水と海洋資源に関連する行動およびその実施に割り当てられたリソース

指標と目標

- 企業が設定した水と海洋資源関連の目標
- 重要なインパクト、リスクおよび機会に関連する企業の水消費実績に関する情報
- 水と海洋資源に関連する機会から生ずる重要なリスクおよび機会の予想される財務的影響

*ガバナンスと戦略に関する特定の開示要求はありませんが、ESRS 2（上記参照）の下では、企業は依然として水と海洋資源に関連するガバナンスと戦略について報告することが求められています。

ESRS E4 生物多様性と生態系

定義

生物多様性とは、陸上生態系、海洋生態系、その他の水生生態系、およびそれらが属する生態系複合体を含むすべての発生源からの生物間の変異性と定義されます。これには、遺伝的、表現型的、系統発生的および機能的属性の変化、ならびに種内および種間、生物コミュニティおよび生態系における時間的および空間的な存在量および分布の変化が含まれます。

生態系は、機能単位として相互作用する植物、動物および微生物のコミュニティとそれらの非生物環境の動的複合体として定義されます。

目的

ESRS E4の目的は、サステナビリティステートメントの利用者が以下を理解できるようにする開示要求を規定することです。

- 生物多様性と生態系の損失および劣化の要因に寄与する程度を含む、重要な正および負の実際の影響および潜在的な影響の観点から、企業が生物多様性および生態系にどのように影響を及ぼすか
- 実際のまたは潜在的な負の影響を防止または緩和し、生物多様性と生態系を保護および回復し、並びにリスクおよび機会に対処するためにとられた行動およびその結果
- 企業の戦略とビジネスモデルを適応させる計画と能力
- 生物多様性と生態系に関連する企業の重要なリスク、依存性および機会の性質、種類および範囲並びに企業がそれらをどのように管理するか
- 生物多様性と生態系に対する企業の影響および依存から生じる重要なリスクおよび機会の短期、中期および長期にわたる企業への財務的影響

開示要求*

戦略

- 企業の生物多様性と生態系への影響、依存性、リスク、機会がどのように戦略とビジネスモデルから発生し、また戦略とビジネスモデルをどのように適応させるか
- 企業の業務管理下にある拠点を含む、企業自身の事業における重要な拠点のリスト。企業は、以下によりこれらの所在地を開示することを要求される。
 - 生物多様性に敏感な地域に負の影響を及ぼす活動の特定
 - 特定された影響と依存性、およびそれらが位置する地域の生態学的状況 (特定の生態系ベースラインレベルを参照) に応じた拠点の内訳の提供
 - 影響を受ける生物多様性に敏感な地域を特定し、利用者がこれらの地域に負の影響を及ぼす活動に関して場所と、責任および権限のある機関を判断できるようにすること
- 土地の劣化、砂漠化または土壌の被覆に関する重要な負の影響を特定しているか否か
- 絶滅のおそれのある種に影響を及ぼす事業を行っているかどうか

インパクト、リスク、機会管理

- 重要なインパクト、リスク、依存性および機会を特定するために企業が使用するプロセスの説明
- 生物多様性および生態系に関連する重要なインパクト、リスク、依存性および機会を管理するために企業が採用した方針
- 企業の生物多様性および生態系関連の行動とその実施に割り当てられたリソース

指標と目標

- 企業が設定した生物多様性と生態系関連の目標
- 生物多様性と生態系に対する企業の重要な影響に関する指標
- 重要な生物多様性および生態系に関連するリスクおよび機会の予想される財務的影響

*ガバナンスに関する具体的な開示要求はありませんが、ESRS 2 (上記参照) の下では、生物多様性と生態系関連のガバナンスに関する報告が企業に求められています。

ESRS E5 資源利用と循環型経済

定義

循環型経済とは、経済における製品、材料、その他の資源の価値が可能な限り長く維持され、生産と消費におけるそれらの効率的な使用を向上させることにより、それらの使用による環境への影響を低減し、廃棄物を最小化し、廃棄物階層の適用を含むライフサイクルのすべての段階で有害物質の放出を低減する経済システムと定義されます。

目的

ESRS E5の目的は、サステナビリティステートメントの利用者が以下を理解できるようにするための開示要求を規定することです。

- 資源効率、資源の枯渇の回避、再生可能資源の持続可能な調達および利用 (ESRS E5では「資源利用と循環型経済」という。)を含む資源利用に、重要な正および負の実際または潜在的影響の観点から企業がどのように影響を及ぼすか
- 資源の利用から生ずる実際または潜在的な悪影響を防止または緩和するためにとられた行動およびその結果 (経済成長を物質の利用から切り離すことを支援し、リスクおよび機会に対処するための企業の措置を含む。)
- 循環型経済の原則に沿って、戦略およびビジネスモデルを適応させるための企業の計画および能力。循環型経済の原則は、廃棄物の最小化、製品、材料およびその他の資源の価値を最高の価値に維持すること並びに生産および消費における効率的な利用を強化することを含むが、これらに限定されない
- 資源利用と循環型経済から生ずる影響および依存に関連する企業の重要なリスクおよび機会の性質、種類および範囲並びに企業がそれらをどのように管理するか
- 企業の資源利用と循環型経済への影響および依存から生じる重要なリスクおよび機会の短期、中期および長期にわたる企業への財務的影響

開示要求*

インパクト、リスク、機会管理

- 資源利用と循環型経済に関連する重要なインパクト、リスクおよび機会、特に資源の流入、資源の流出および廃棄物に関するものを特定するためのプロセスの説明並びに次の事項に関する情報
 - 企業は、自らの業務および上流および下流のバリューチェーンにおける実際および潜在的なインパクト、リスクおよび機会を特定するために、その資産および活動をスクリーニングしているか否か、また、スクリーニングしている場合には、その方法論、仮定およびツール
 - 特に影響を受けるコミュニティとの協議を実施したか否かおよびその方法
- 資源利用と循環型経済に関連する重要なインパクト、リスクおよび機会を管理するために企業が採用した方針
- 企業の資源使用と循環型経済活動、およびそれらの実施に割り当てられたリソース

指標と目標

- 企業が設定した資源利用と循環型経済関連の目標
- その重要なインパクト、リスクおよび機会に関連する企業の重要な資源の流入および流出 (廃棄物を含む) に関する情報
- 資源利用と循環型経済関連の影響から生ずる重要なリスクおよび機会の予想される財務的影響

*ガバナンスと戦略に関する特定の開示要求はありませんが、ESRS 2 (上記参照)の下では、企業は依然として資源利用と循環型経済関連のガバナンスと戦略について報告する必要があります。

社会的トピックをカバーする基準

ESRS S1 自社従業員

目的

ESRS S1の目的は、サステナビリティステートメントの利用者が、企業が自社労働者に及ぼす重要なインパクト、および関連する重要なリスクと機会を理解できるようにするための開示要求を規定することです。これには、次のようなものが含まれます。

- 企業が自社従業員にどのような影響を与えるか (重要な正と負の実際または潜在的な影響)
- 実際のまたは潜在的な負の影響を防止、緩和または是正し、リスクおよび機会に対処するためにとられた行動およびその結果
- 自社従業員への影響および依存に関連する企業の重要なリスクおよび機会の性質、種類および範囲、並びに企業がそれらをどのように管理するか
- 企業が自社従業員に及ぼす影響および依存から生じる重要なリスクおよび機会の短期、中期および長期にわたる企業に対する財務的影響

開示要求*

戦略

- 人権の尊重を含む、自社従業員の利益、見解および権利が、企業の戦略およびビジネスモデルにどのように影響を与えるか (自社従業員は影響を受けるステークホルダーの重要なグループのひとつである)
- 自社従業員に対する実際の影響および潜在的な影響が、企業の戦略およびビジネスモデルに起因するか、または関連しているかどうか、およびどのように影響し、企業の戦略およびビジネスモデルを適応させるために情報を提供し、貢献するかどうか
- 自社従業員への影響および依存から生じる企業の重要なリスクおよび機会と、戦略およびビジネスモデルとの関係
- ESRs 2に基づく開示の対象範囲に、企業から重要な影響を受ける可能性のある労働者がすべて含まれているかどうか。これらの重要な影響には、企業の製品やサービスを通じたものや、企業との事業上の関係を通じたものなど、企業自身の業務やバリューチェーンに関連する影響が含まれている必要がある。

インパクト影響、リスク、機会管理

- 企業が自社従業員に対する重要なインパクトおよび関連する重要なリスクと機会を管理するために採用した方針
- 自社従業員に対する実際の影響および潜在的な影響について、自社従業員および労働者の代表者と合意するための企業の全般的なプロセス
- 企業が関係する自社従業員に対する負の影響の修復を提供または協力するために企業が実施しているプロセスの説明、および懸念を提起して対処させるために自社従業員が利用できるチャネルの説明
- 企業が、重要な負および正の影響に対処し、重要なリスクを管理し、自社従業員に関連する重要な機会を追求するためにどのように行動をとるか、およびそれらの行動の有効性

*ガバナンスに関する特定の開示要求はありませんが、ESRS 2 (上記参照)の下では、企業は依然として自社従業員関連のガバナンスについて報告する必要があります。

指標と目標

- 企業が設定できる期限付きおよび成果指向の目標は、次のものに関連する。
 - 自社従業員への負の影響の軽減
 - 自社従業員への正の影響の推進
 - 自社従業員に関連する重要なリスクと機会の管理
- 企業の従業員および非従業員労働者の主な特徴の説明
- 企業の従業員の労働条件および雇用条件が団体交渉協定によって決定されまたは影響を受ける範囲、並びにその従業員が欧州経済領域 (EEA) における社会的対話の対象となる範囲に関する情報
- 経営トップのジェンダー分布と従業員の年齢分布
- 企業の従業員が適切な賃金(すなわち、国の経済的および社会的状況に照らして、労働者およびその家族のニーズを満たす賃金)を支払われているか否か、また、従業員全員が適切な賃金を支払われていない場合には、関係する国および従業員の割合
- 企業の従業員が主要なライフイベントによる収入の喪失に対する社会的保護の対象となっているかどうか、また、対象となっていない場合は対象となっていない国
- 障害のある従業員の割合
- 従業員に対する訓練・技能開発の実施状況
- 自社従業員がその健康安全管理システムの対象となっている範囲、および自社従業員の労働災害、健康障害および死亡に関連する事故の数に関する情報
- 事業所で働く他の労働者の労働災害および健康障害による死亡者数
- 従業員の家族関連休暇の取得・活用状況
- 企業の女性従業員と男性従業員間の賃金格差の割合、および最高賃金の個人の報酬と従業員の報酬の中央値との比率
- 自社従業員における労働関連の事件および/または苦情および深刻な人権への影響の数、並びに報告期間中の関連する重要な罰金、制裁または補償

ESRS S2バリューチェーンの労働者

目的

ESRS S2の目的は、サステナビリティステートメントの利用者が、企業の製品やサービス、事業上の関係を通じたものを含め、企業自身の業務やバリューチェーンに関連するバリューチェーン労働者への重要な影響、および関連する重要なリスクと機会を理解できるようにするための開示要求を規定することです。これには、以下のようなものが含まれます。

- 企業が重要な正と負の実際または潜在的な影響の観点から、バリューチェーン内の労働者にどのような影響を与えるか
- 実際または潜在的な悪影響を防止、緩和または是正し、リスクおよび機会に対処するためにとられた行動およびその結果
- バリューチェーンにおける労働者への影響および依存に関連するものを含む、企業の重要なリスクおよび機会の性質、種類および範囲並びに企業がそれらをどのように管理するか
- バリューチェーンにおける労働者に対する企業の影響および依存から生じるものを含む、短期、中期および長期にわたる重要なリスクおよび機会に対する企業の財務的影響

開示要求*

戦略

- 企業のバリューチェーン労働者の利益、見解、権利が、人権の尊重を含め、企業によって重要な影響を受ける可能性があり、企業の戦略とビジネスモデルにどのように影響を与えるか (バリューチェーン労働者は影響を受けるステークホルダーの重要なグループのひとつである)
- バリューチェーン労働者に対する実際の影響および潜在的な影響が、企業の戦略およびビジネスモデルに起因するか、または関連しているかどうか、およびどのようにして企業の戦略およびビジネスモデルの適応に情報を提供し、貢献するかどうか
- バリューチェーン労働者への影響と依存から生じる企業の重要なリスクと機会とおよび、戦略とビジネスモデルとの関係
- ESRS 2の開示対象には、製品・サービスや事業上の関係を通じた影響など、企業自身の業務やバリューチェーンに関連する影響を含め、企業から重要な影響を受ける可能性のあるすべてのバリューチェーン労働者が含まれているか

インパクト、リスク、機会管理

- 企業がバリューチェーン労働者に対する重要なインパクト、および関連する重要なリスクと機会を管理するために採用した方針
- バリューチェーン労働者とその代表者との間で、従業員に対する実際および潜在的な重要な影響について合意するための、企業の全般的なプロセス
- 企業が関係しているバリューチェーン労働者に対する負の影響の修復を提供または協力するために企業が用意しているプロセスの説明、およびバリューチェーン労働者が懸念を提起して対処させるために利用できるチャネルの説明
- 企業がバリューチェーン労働者に対する重要な影響に対処し、重要なリスクを管理し、バリューチェーン労働者に関連する重要な機会を追求するためにどのように行動をとるか、およびそれらの行動の有効性

指標と目標

- 企業が設定できる期限付きおよび成果指向の目標は、次のものに関連します。
 - バリューチェーン労働者への負の影響の軽減
 - バリューチェーン労働者への正の影響の推進
 - バリューチェーン労働者に関連する重要なリスクと機会の管理

*ガバナンスに関する具体的な開示要求はありませんが、ESRS 2（上記参照）の下では、企業はバリューチェーン内の労働者関連のガバナンスについて報告する必要があります。

ESRS S3影響を受ける地域社会

目的

ESRS S3の目的は、サステナビリティステートメントの利用者が、製品やサービス、事業上の関係などを通じて、企業自身の業務やバリューチェーンに関連する影響を受ける地域社会への重要な影響、および関連する重要なリスクや機会を理解できるようにするための開示要求を規定することです。これには、次のようなものが含まれます。

- 影響が存在し、深刻である可能性が最も高い地域において、企業が地域社会にどのような影響を与えるか（重要な正と負の実際または潜在的な影響の観点から）
- 実際のまたは潜在的な負の影響を防止、緩和または是正し、リスクおよび機会に対処するためにとられた行動およびその結果
- 影響を受ける地域社会への影響および依存に関連する企業の重要なリスクおよび機会の性質、種類および範囲並びに企業がそれらをどのように管理するか
- 影響を受ける地域社会に対する企業の影響と依存から生じる重要なリスクと機会の短期、中期および長期にわたる企業への財務的影響

開示要求*

戦略

- 影響を受ける地域社会の人権の尊重(および先住民族としての権利 (該当する場合))を含む、影響を受ける地域社会の見解、利益および権利が、企業の戦略およびビジネスモデルにどのように影響を与えるか (影響を受ける地域社会は、影響を受けるステークホルダーの重要なグループのひとつである)
- 影響を受ける地域社会への実際のおよび潜在的な影響が、企業の戦略およびビジネスモデルに起因するか、または関連しているかどうか、およびどのように関連しているか、企業の戦略およびビジネスモデルを適応させるために情報を提供し、貢献するかどうか
- 影響を受ける地域社会への影響と依存から生じる企業の重要なリスクと機会と、その戦略とビジネスモデルとの関係
- ESRS 2に基づく開示の対象に、企業の事業活動やバリューチェーン (事業上の関係を通じた製品やサービスを含む) に関連する影響を含め、企業によって重要な影響を受ける可能性のあるすべての影響を受ける地域社会が含まれているか

インパクト、リスク、機会管理

- 影響を受ける地域社会への重要なインパクト、および関連する重要なリスクと機会を管理するために企業が採用した方針の説明
- 影響を受ける地域社会およびその代表者と、彼らに対する実際および潜在的な重要な影響についてエンゲージするための企業の全般的なプロセス
- 企業が関係している影響を受ける地域社会への悪影響の修復を提供または協力するために企業が実施しているプロセスの説明、および影響を受ける地域社会が懸念を提起し、それらに対処させるために利用できるチャネルの説明
- 影響を受ける地域社会への重要な影響に対処するために、また、影響を受ける地域社会に関連する重要なリスクを管理し、重要な機会を追求するために、企業がどのように行動をとるか、およびそれらの行動の有効性

指標と目標

- 企業が設定できる期限付きおよび成果指向の目標は、次のものに関連します。
 - 影響を受ける地域社会への悪影響の軽減
 - 影響を受ける地域社会へのポジティブな影響の推進
 - 影響を受ける地域社会に関連する重要な財務リスクと機会の管理

*ガバナンスに関する特定の開示要求はありませんが、ESRS 2 (上記参照) の下では、影響を受ける地域社会関連のガバナンスについて報告することが企業に求められています。

ESRS S4消費者・最終利用者

定義

消費者とは、転売、商業、貿易、ビジネス、工芸または職業目的ではなく、自己または他者のための個人的な使用のために商品およびサービスを取得、消費または使用する個人と定義されます。

最終利用者は、特定の製品またはサービスを最終的に使用する、または最終的に使用することを意図している個人と定義されます。

目的

ESRS S4の目的は、サステナビリティステートメントの利用者が、企業の製品やサービス、事業上の関係を通じたものを含め、企業自身の業務やバリューチェーンに関連する消費者や最終利用者に対する重要な影響、および関連する重要なリスクや機会を理解できるようにするための開示要求を規定することです。開示要求には、次のようなものが含まれます。

- 企業が、その製品および/またはサービスの消費者および/または最終利用者 (ESRS S4において「消費者・最終利用者」という。) に及ぼす影響について、重要な正および負の実際または潜在的な影響の観点から、どのように影響するか
- 実際のまたは潜在的な悪影響を防止、緩和または是正し、リスクおよび機会に対処するためにとられた行動およびその結果
- 消費者・最終利用者への影響および依存に関連する企業の重要なリスクおよび機会の性質、種類および範囲並びに企業がそれらをどのように管理するか
- 企業が消費者および/または最終利用者に与える影響および依存から生じる重要なリスクおよび機会の短期、中期および長期にわたる企業に対する財務的影響

開示要求*

戦略

- 企業の消費者および/または最終利用者の人権の尊重を含む利益、見解および権利が、企業の戦略およびビジネスモデルにどのように影響を与えるか (消費者および/または最終利用者は影響を受けるステークホルダーの重要なグループのひとつである)
- 消費者および/または最終利用者に対する実際のおよび潜在的な影響が、企業の戦略およびビジネスモデルに起因するか、または関連しているかどうか、およびどのようにして企業の戦略およびビジネスモデルを適応させるために情報を提供し、貢献するかどうか
- 消費者や最終利用者への影響や依存から生じる企業の重要なリスクや機会と、企業の戦略やビジネスモデルとの関係
- ESRS 2に基づく開示の対象に、企業自身の業務やバリューチェーン (製品やサービスを通じたものや事業上の関係を通じたものを含む) に関連した影響を含め、企業によって重要な影響を受ける可能性のあるすべての消費者および/または最終利用者が含まれているかどうか

インパクト、リスク、機会管理

- 製品やサービスが消費者や最終利用者 に及ぼす重要なインパクト、関連する重要なリスクや機会を管理するために企業が採用した方針の説明
- 消費者、最終利用者およびその代表者との間で、消費者および最終利用者に対する実際および潜在的な影響について合意するための、企業の全般的なプロセス
- 企業が関係する消費者および最終利用者への悪影響の修復を提供または協力するために企業が実施しているプロセスの説明、ならびに消費者および最終利用者が懸念を提起し、それらに対処させるために利用できるチャネルの説明
- 消費者および最終利用者に対する重要な影響に対処し、重要なリスクを管理し、消費者および最終利用者に関連する重要な機会を追求するために、企業がどのように行動をとるか、およびそれらの行動の有効性

指標と目標

- 企業が設定できる期限付きおよび成果指向の目標は、次のものに関連します。
 - 消費者や最終利用者への負の影響の軽減
 - 消費者や最終利用者への正の影響の推進
- 消費者および/または最終利用者に関連する重要なリスクおよび機会の管理

*ガバナンスに関する特定の開示要求はありませんが、ESRS 2 (上記参照) の下では、企業は依然として消費者および最終利用者関連のガバナンスについて報告する必要があります。

ガバナンス・トピックに関する基準

ESRS G1企業行動

目的

ESRS G1の目的は、企業のサステナビリティステートメントの利用者が、企業の戦略とアプローチ、プロセスと手順、および企業行動に関するパフォーマンスを理解できるようにするための開示要求を規定することです。

開示要求*

ガバナンス

企業は、管理・経営・監督機関の役割に関する情報を開示する際に、以下の側面をカバーすることが求められます。

- 企業行動に関する管理・経営・監督機関の役割
- 企業行動に関する管理・経営・監督機関の専門知識

インパクト、リスク、機会管理

- 企業は、企業行動に関連する重要なインパクト、リスクおよび機会を特定するためのプロセスを記述する際に、場所、活動、セクターおよび取引の構造を含む、プロセスで使用されるすべての関連基準を開示することが求められます。
- 企業は以下を開示する必要があります。
 - 企業行動に関する方針および企業文化の醸成
 - サプライヤーとの関係の管理およびサプライチェーンへの影響に関する情報
 - 関連する研修を含む、汚職および贈収賄に関連する疑惑または事件を防止、発見、調査、対応するための企業のシステムに関する情報

指標と目標

- 報告期間中の汚職または贈収賄事件に関する情報
- 重要なインパクト、リスクおよび機会に関連するロビー活動を含む、企業の政治的影響力の行使に関連する活動およびコミットメントに関する情報
- 企業の支払慣行に関する情報、特に中小企業に対する支払遅延に関する情報

* 戦略に関する特定の開示要求はありませんが、ESRS 2（上記参照）の下では、企業は依然として企業行動関連の戦略について報告することが求められています。

詳細情報

ESRSについてご質問がある場合は、Deloitteの通常の担当者にお問い合わせいただくか、このiGAAP in Focusに記載されている担当者にご連絡ください。

デロイト会計リサーチツール (DART) は、会計及び財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。[iGAAP on DART](#)では、全般IFRS基準へアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイト公式の最新のiGAAPマニュアル。IFRS基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAPの[サステナビリティ報告書](#)は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会及びガバナンスの事項を踏まえて、企業が考慮しなければならない開示要求及び推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

iGAAP on DARTのサブスクリプションを申しこむには、[こちら](#)をクリックして申請プロセスを開始し、iGAAPパッケージを選択します。サブスクリプションパッケージの価格を含む、iGAAP on DARTの詳細については[こちら](#)をクリックしてください。

主要連絡先

グローバルIFRSおよびコーポレート・レポーティング・リーダー

Veronica Poole

ifrsglobalofficeuk@deloitte.co.uk

IFRSセンター・オブ・エクセレンス

Americas		
Argentina	Fernando Lattuca	arifrscoe@deloitte.com
Canada	Karen Higgins	ifrsca@deloitte.ca
Mexico	Kevin Nishimura	mx_ifrs_coe@deloittemx.com
United States	Magnus Orrell Ignacio Perez	iasplus-us@deloitte.com iasplus-us@deloitte.com
Asia - Pacific		
Australia	Anna Crawford	ifrs@deloitte.com.au
China	Gordon Lee	ifrs@deloitte.com.cn
Japan	Kazuaki Furuuchi	ifrs@tohatsu.co.jp
Singapore	Lin Leng Soh	ifrs-sg@deloitte.com
Europe-Africa		
Belgium	Thomas Carlier	ifrs-belgium@deloitte.com
Denmark	Søren Nielsen	ifrs@deloitte.dk
France	Laurence Rivat	ifrs@deloitte.fr
Germany	Jens Berger	ifrs@deloitte.de
Italy	Massimiliano Semprini	ifrs-it@deloitte.it
Luxembourg	Martin Flaunet	ifrs@deloitte.lu
Netherlands	Ralph Ter Hoeven	ifrs@deloitte.nl
South Africa	Nita Ranchod	ifrs@deloitte.co.za
Spain	José Luis Daroca	ifrs@deloitte.es
Sweden	Fredrik Walmeus	seifrs@deloitte.se
Switzerland	Nadine Kusche	ifrsdesk@deloitte.ch
United Kingdom	Elizabeth Chrispin	deloitteifrs@deloitte.co.uk

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のグローバル プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー フォーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のフォーム または関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証 有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー フォーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited